

## 【シンガポール】 IPOS 手数料値上げ – 2025 年 9 月 1 日より

シンガポール知的財産権庁(IPOS)が手数料を改定しました。大部分の改定は 2025 年 9 月 1 日に施行され、一部については 2026 年 4 月 1 日に施行されます。

特許に関する主な改定は次のとおりです。

### 1. 超過クレーム料金

改定前は、クレームの数が 20 を超える出願については、20 を超えた部分につきクレーム毎に 40 シンガポールドル (S\$) が加算されていました。

改定後は、15 クレームを超えた部分につき S\$80/クレームの加算となります。

### 2. 超過クレーム料金支払いのタイミング

改定前は、超過クレーム料金は特許付与時の手数料と共に支払われていましたが、審査請求が 2025 年 9 月 1 日以降になされた案件で、2026 年 4 月 1 日以降にオフィス・アクション (OA) 応答時にクレームを補正する場合は、OA 応答時に支払うこととなります。

### 3. 維持年金

5 年目以降の維持年金はそれぞれ 7%値上げされました。

### 4. 国際調査及び国際予備審査

IPOS を国際調査機関/予備審査機関とする特許協力条約 (PCT) の調査および予備審査手数料はそれぞれ、S\$2,240 から S\$2,350、\$830 から S\$900 へと値上げされました。

詳細につきましては、IPOS の以下 URL をご参照ください。

<https://isomer-user-content.by.gov.sg/61/73d1024f-9d2c-409f-b12c-d7d44fc199cd/circular-no-3-2025.pdf>